

多摩市子ども・若者の

権利を保障し

支援と活躍を推進する条例

「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市」の実現を目指し、この条例ができました。



### 条例で保障する子ども・若者の権利

1

生きる権利

育つ権利

守られる権利

抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利

2

社会の一員として意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利

3

結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利

この条例はおおむね30歳代までの全ての市民が「自分自身を認め」、「他者と互いに認め合い」ながら、「将来にわたり希望を持って成長することのできるまち」を実現するために、基本理念や子ども・若者の権利、市民や市の役割などについて定めています。

条例について、詳しくはこちらからご覧いただけます。→



多摩市 子ども青少年部 児童青少年課 子ども・若者育成係  
〒206-8666 多摩市関戸6丁目12番1号 TEL: 042-375-8111  
このポスターは、地域の大学生が児童館や学校を通じて子ども・若者の意見を聴きながらデザインしました。